

ニュー・グリーンピア津南

高原エリア「ドローンフライト会場」利用規約

本規約は予告なく変更する場合がありますので、必ず最新情報をご確認ください。

第1条 (目的)

1. 本規約は、ニュー・グリーンピア津南（以下、「NGP」という）を管理する株式会社津南高原開発（以下、「管理者」という）が管理・運営する高原エリア「ドローンフライト会場」（以下、「フライトエリア」）を、安全かつ適切に利用していただくために必要な事項を定めたものです。

第2条 (利用の制限)

1. 利用の制限
 - ① 無人航空機（以下、「ドローン」という）の駆動方法がバッテリータイプとエンジンタイプの2種類有りますが、ここ「ドローンフライト会場」で使用できるタイプは原則「バッテリータイプ」と致します。
 - ② 「エンジンタイプ」でのフライト希望者は、管理者と事前協議を行い、個別安全マニュアルを作成提出し、管理者からフライト承諾（許可）がおりた方を対象と致します。
2. フライトエリアの利用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りです。
 - ① ドローンのフライト体験
 - ② ドローンのフライト訓練
3. 大規模でフライトエリアを利用する場合は、詳細計画書並びに個別安全マニュアルを確認の上、利用の可否を検討します。
 - ① ドローン競技大会等
 - ② ドローンの研究開発によるフライト実験
4. 無人航空機以外の機体を使用する場合は、管理者との協議が必要です。
5. いずれの場合に於いても、ドローン機体持込は機体毎に管理者が発行する登録番号（S/N）をその場で貼付けてからのフライトに限りです。

第3条 (予約)

1. フライトエリアを利用しようとする方（以下、「利用者」という）は、NGPのWebサイト、又はホテル予約係に申込みをしていただき、予約を行っていただきます。
2. 利用の申込みは、フライトエリアの空き状況により当日でも可能ですが、原則半年前から予約可能です。
 - ① 競技大会など大規模開催の場合、1年前から受付致します。
3. 「予約」は、利用者が所定の申込み手続き後に管理者が請求する利用金額を入金し、管理者が入金確認を行った時点で成立します。
4. 第1項の所定の手続き以外の方法による申込みは、一切の効力を有さないものとし、これにより利用者に生じる損害について管理者は一切の責任を負いません。

第4条（利用料金の支払い）

1. フライトエリアの利用料金は、別途定める「利用料金表」をご参照ください。
2. 管理者が別途定める日本ドローン協議会（以下、「NDC」という）に所属される会員、及び、指導教官等の方には、利用料金の割引がございます。
3. 予約利用者は、利用当日から起算して銀行営業日4日前までに、管理者が請求する利用料金を管理者指定の銀行口座へ、振込手数料も含めてお支払いください。
 - ① 当日予約された方は、利用前にフロントでお支払ください。

第5条（予約内容変更・キャンセル）

1. 予約申込みから5日以内にご入金を確認できない場合には、キャンセルとなり予約取り消しとさせていただきます。
2. 既納の利用料金については、返金できませんので、あらかじめご了承ください。
3. 予約確定後に利用者の都合で予約枠を減らす場合、管理者はそれによって生じた差額の返金はできません。
4. フライトエリア利用当日に天候不良・災害等、関係各省庁からの指導、その他管理者の責に帰さない事由により、利用者がフライトエリアを使用できなかった場合、台風等により明らかに天候が悪くなると予測される場合は、無料で日程変更ができます。ただし、再度、日程の予約が必要です。

第6条（個人情報保護）

1. 管理者は、別に定める個人情報保護方針にしたがって管理いたします。
2. 管理者は、利用者からいただいた情報が不正確であることによって利用者または第三者に生じる損害については一切の責任を負いません。

第7条（開始、及び、終了受付）

1. 利用者は、利用当日にNGPフロントにおいて、所定の申請用紙による開始受付手続きを行ってください。
2. 代表利用者は、フライトエリア利用当日に顔写真付きの本人確認書類（免許証、パスポート等）、を持参してください。
 - ① 利用者には、当日のみ有効の第三者個人賠償責任保険を加入致します。保険料はフライト利用料金に含まれています。
3. 利用者による原状回復ののち管理者スタッフによる終了受付をもって利用終了とします。

第8条（開場・休館日・利用時間）

1. 利用者は、事前に申請した時間枠内（1枠3時間）で利用するものとします。
2. 利用時間を延長する場合は、他の枠に予約がない場合に限り可能です。後日、別途定める利用料金をお振込みいただきます。
3. 利用時間には、事前準備、及び、後片付けの時間を含むものとします。
4. NGPの休館日、及び、開場時間については、管理者が別に定めたところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

第 9 条 (安全管理)

1. 利用者は、フライトエリアの利用にあたり管理者の指示を遵守し、本規約掲載事項以外に関しても節度ある利用に努めてください。
2. フライトエリア利用中は、利用者の責任の下で防災、防犯等の安全管理を行ってください。
3. 利用者は、安全のために非常時に備えて避難方法、防災設備の位置や利用方法等を事前に確認してください。
4. 管理者が安全管理のため必要だと判断した場合には、フライトエリアに管理者が立ち入ることができ、利用者はこのことを予め同意するものとします。
5. 利用者は、国内の法令、自治体の条例、及び、NGP 安全指針の遵守、観光客（宿泊者含む）、並びに近隣住民への配慮を義務とします。
6. 管理者は、利用者がフライトエリアの安全または雰囲気を害すると判断した場合は、利用を中止させることができます。
7. 利用者は、フライトエリア利用中に、その他不測の事態が生じた場合には、管理者の指示に従ってください。

第 10 条 (運用方法)

1. 利用者は次の各号にしたがってフライトエリアを利用してください。
 - ① 利用者は、別に定める飛行可能エリア、及び、安全高度を守って飛行してください。
 - ② 飛行可能エリア内の地上風速が 5m/s を越える場合は、フライトエリアの利用は代表利用者の判断と致します。
 - 1) 但し、最大風速 10m/s を超える場合は利用禁止と致します。
 - ③ 利用申込み時に記載した機体を使用してください。
 - ④ フライトエリアには、利用申込み時に記載した人数のみ入場できます。
 - ⑤ 代表利用者(責任者)は、ドローンに関する全てに責任を持ち安全管理を行ってください。
 - ⑥ 200g 以上のドローンフライトは、利用者全員ヘルメット等を着用し、安全対策を徹底してください。
 - ⑦ 利用者は、ドローンの飛行に関わる法律、条令、規制等を遵守してください。
 - ⑧ 利用者は、電波法および関連法規に定められた技術基準に適合する機器を使用してください。
 - ⑨ 利用者は、フライト毎に飛行前の事前点検・整備を行ってください。
 - ⑩ 利用者は、近隣、並びに、その他観光客（宿泊者含む）のプライバシー保護に留意し、利用者以外の方が写されている（被利用者が特定可能な状態をいう）空撮データの公開は行わないでください。
 - ⑪ 利用者は、緊急時の連絡、また事故発生時の対応を着実に行ってください。
 - ⑫ 利用者は、フライトエリア利用後の原状回復を行ってください。
 - ⑬ 見学者が、飛行可能エリアに立ち入らない様に安全対策を行ってください。

第 11 条 (禁止事項)

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、管理者は、当該利用者に NGP フライトエリアの利用をお断りします。これにより利用者に生じたいかなる損害についても、管理者は一切の責任を負わないものとします。

- ① 第 10 条に記載した運用方法を逸脱する運用を行った場合。
 - ② 申込み時の利用目的と実際の利用内容が異なる場合。
 - ③ 利用申込み時の記入内容に偽りがあると管理者が判断した場合。
 - ④ 管理上または風紀上好ましくないと管理者が判断した場合。
 - ⑤ 関係法令に反する場合。また関係官公署の指示に反する場合。
 - ⑥ 管理者の許可なく、NGP 施設内（フライトエリア含む）で作業や催事行為（撮影、印刷物の配布、募金行為、宗教活動、政治活動等）をした場合。
 - ⑦ 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為、反社会的行為などを行うおそれがある組織の利益になると管理者が判断した場合。
 - ⑧ NGP 施設内（フライトエリア含む）への危険物の持ち込み、または NGP 施設の建物、設備、備品等を汚損、破損、紛失した場合。
 - ⑨ 音、振動、臭気の発生等により、フライトエリア周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合。
 - ⑩ 管理者からの注意に従わず、また本規約に違反すると管理者が判断した場合。
 - ⑪ その他、公序良俗に反する場合。
 - ⑫ アルコール飲料を飲んでの入場、フライトエリア内で飲酒をした場合。
 - ⑬ たき火、その他火気を用いる行為を行った場合。
 - ⑭ 管理者並びに NGP 施設内（フライトエリア含む）の運営を妨害した場合。
 - ⑮ 法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いがあり、フライトエリアの利用を継続することによって管理者の信用が害されるおそれがある場合。
 - ⑯ その他、管理者が利用者として不相当と判断した場合。
2. 前項により管理者に損害が発生した場合は、管理者はフライトエリア利用の有無にかかわらず、利用者に被った損害の賠償を請求することができる。

第 12 条 （緊急対応）

1. 利用者は、フライトエリア利用中に墜落事故を起こした場合には、必ず機体を回収してください。
2. 利用者は、フライトエリア利用中に墜落事故を起こした場合には、管理者に直ちに報告し、事後に事故現場の撮影記録、事故報告書を管理者、並びに、関係機関（国土交通省 航空局 安全部 運航安全課）に提出してください。
3. 利用者は、フライトエリア利用中に火災事故が発生した場合には、常設の消火設備を使用し、すみやかに消火し、管理者に直ちに報告してください。必要な場合には消防へ直ちに連絡してください。
4. 利用者は、フライトエリア利用中に人身事故が発生した場合には、すみやかに負傷者の応急措置を行い、必要な場合は病院へ搬送、また救急への連絡をとり、管理者へ報告してください。

第 13 条 （利用後の原状回復）

1. フライトエリアの利用終了後、利用者は利用前の状態まで原状回復を行ってください。
2. フライトエリアの利用終了後、機体の消耗部品やごみ等は、全て利用者が責任を持って持ち帰ってください。残材、ごみ等の処理がなされず、管理者がその処理を行ったことにより発生し

た費用は利用者に実費にて請求するものとし、利用者はその支払い義務を負うものとし、

第 14 条 （免責および損害賠償）

1. 利用者がフライトエリア利用中に被った盗難被害、破損事故および人身事故については、その原因の如何を問わず、管理者は一切の責任を負わないものとし、
2. 利用者がフライトエリア利用中に天候不良、天変地異、関係各省庁からの指導、その他管理者の責に帰さない事由によりフライトエリア利用が中止された場合、その損害については、管理者は一切の責任を負わないものとし、
3. 利用者が NGP 施設内（フライトエリア含む）の建造物、設備、貸出備品を毀損、紛失させた場合には、利用者がその損害を全て賠償しなければならないものとし、
4. 利用者が本規約に違反したことによって、管理者に損害が生じた場合は、利用者がその損害の全てを賠償しなければならないものとし、
5. 利用者が、管理者によりフライトエリアの利用を取り消された場合、その損害については、管理者は一切の責任を負わないものとし、
6. フライトエリア利用中に利用者自身の都合で利用を取りやめる場合、管理者は受領した利用料を返金しません。
7. 管理者の責に帰すべき事由により、利用者に損害が発生した場合は、管理者は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとし、
8. 利用者の機会損失等の得べかりし利益については、管理者はその損害の責任を負わないものとし、
9. 利用者が被った NGP 施設内（フライトエリア含む）での事故等について管理者は一切の責任を負わないものとし、

第 15 条 （協議事項）

1. 本規約に定めない事項または本規約の各条項の解釈について疑義を生じた場合、管理者と利用者が協議の上、解決するものとし、

第 16 条 （裁判管轄）

1. 本規約に関して裁判上の紛争が生じたときには、管理者の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

この利用規約は、2016 年 7 月 23 日から実施します。